⑸　搬出制限区域内の家きん・家きん卵（種卵を含む。）・ひなの食鳥処理場・ＧＰセンター・ふ卵場・農場への出荷

①　家きん

搬出制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域をいう。以下同じ。）外（移動制限区域でも搬出制限区域でもない区域）の食鳥処理場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

②　家きん卵

搬出制限区域内の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外のＧＰセンター又はふ卵場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③　ひな

搬出制限区域内のふ卵場のひな（移動制限区域外の種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。ただし、移動制限区域内の農場に出荷する場合には、次の措置を講ずる。

ア　密閉車両を用いる。

イ　原則として、他の農場の付近の通行避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ　消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ　移動経過を記録する。

⑹　制限区域外の家きん・家きん卵（種卵を含む。）・ひなの食鳥処理場・ＧＰセンター・ふ卵場・農場等への出荷

①　家きん

制限区域外の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

②　家きん卵

制限区域外の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内のＧＰセンター又はふ卵場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③　ひな

制限区域外のふ卵場のひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア　密閉車両を用いる。

イ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ　消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ　移動経過を記録する。

⑺　敷料等の処分のための移動

①　発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家きんに臨床的な異状がないことを確認した農場の敷料、排せつ物及び家きんの死体は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に処理施設等に移動することができる。

②　移動時には、次の措置を講ずる。

ア　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。

イ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ　複数の農場を連続して配送しないようにする。

オ　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

カ　移動時には、制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

キ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク　移動経過を記録する。

③　焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。

ア　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。

イ　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ　焼却又は化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

⑻　制限区域外の家きんの死体の処理施設への移動

制限区域外の農場の家きんの死体は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の処理施設に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、⑺の③のアからウまでの措置を講ずる。

⑼　制限区域外の家きん等の通過

制限区域外の農場の家きん、家きん卵等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、食鳥処理場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

⑽　異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又はひなの移動を行っている農場又はふ卵場に、１の⑸の①から③までのいずれかの異状が認められた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及びひなの移動を禁止する。当該禁止は、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザによる症状でないことが明らかとなるまで、継続する。

第10　家きん集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

１　移動制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

⑴　食鳥処理場（食肉加工場を除く。）

⑵　ＧＰセンター

⑶　ふ卵場

⑷　品評会等の家きんを集合させる催物

２　搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を禁止する。

３　制限の対象外

⑴　食鳥処理場の再開

①　再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の食鳥処理場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。なお、食鳥処理場で本病が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

ア　車両消毒設備が整備されていること。

イ　生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

ウ　定期的に清掃・消毒をしていること。

エ　衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

オ　②の事項を遵守する体制が整備されていること。